九　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第三項に規定する自動車整備士の養成施設（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

十　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号に規定する診療放射線技師養成所

十一　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所

十二　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する美容師養成施設

十三　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号に規定する臨床検査技師養成所

十四　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条第一号に規定する調理師養成施設

十五　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号に規定する理学療法士養成施設及び同法第十二条第一号に規定する作業療法士養成施設

十六　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第五条第一号に規定する製菓衛生師養成施設

十七　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十二条第一項に規定する柔道整復師養成施設

十八　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号に規定する視能訓練士養成所

十九　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号に規定する養成施設

二十　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号に規定する臨床工学技士養成所

二十一　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号に規定する義肢装具士養成所

二十二　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号に規定する救急救命士養成所

二十三　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号に規定する言語聴覚士養成所

二十四　独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条第一項第一号に規定する施設（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

二十五　農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第百四十八号）第三条第一号に規定する教育機関（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

二十六　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第四号及び第二項第七号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条並びに第百七十七条第七号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

（特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置）

第十五条　法第二十五条の四第五号の規定による掲示は、標識（法第二十五条の四第五号に規定する標識をいう。次項第一号において同じ。）に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。

2　法第二十五条の四第五号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一　喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

二　特定施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

（職員の身分を証する証票）

第十六条　法第二十五条の九第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式第三号による。

（新設）

（新設）